

# 木 森林経営管理制度の事業を

## 効率的効果的に進めるための取組

---

札幌市 みどりの管理課

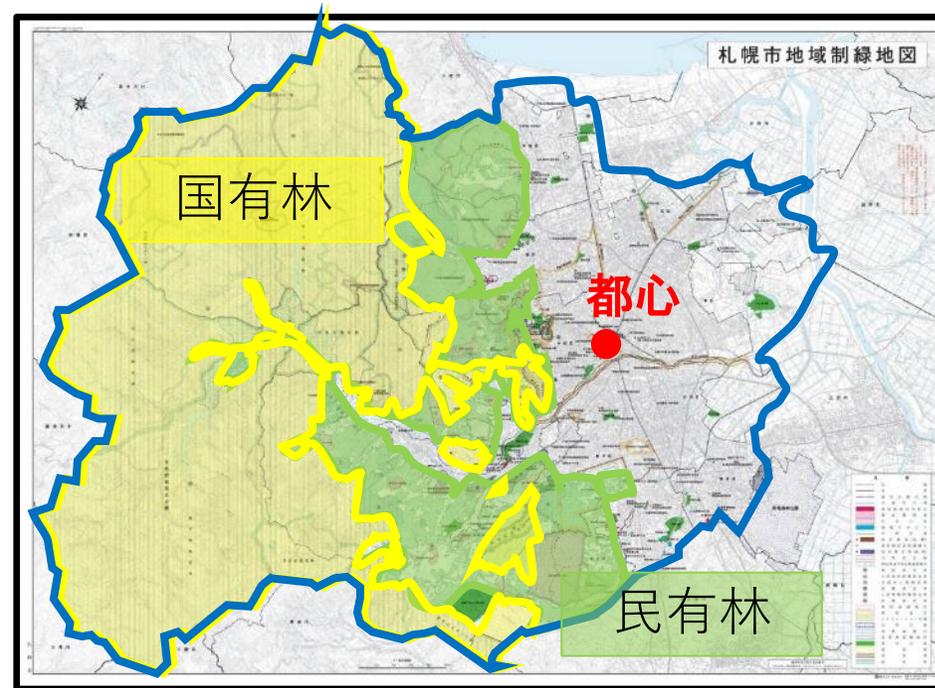
森林計画担当係長 上田 剛

## ■ 札幌市の概況

## ■ 最初の森林経営管理制度の取組

# 札幌市の概況

		面積ha
森林		71,372
	国有林	56,188
	民有林	15,184
	市有林	2,077
	私有林	13,095
	人工林	2,513



現状有姿分譲地

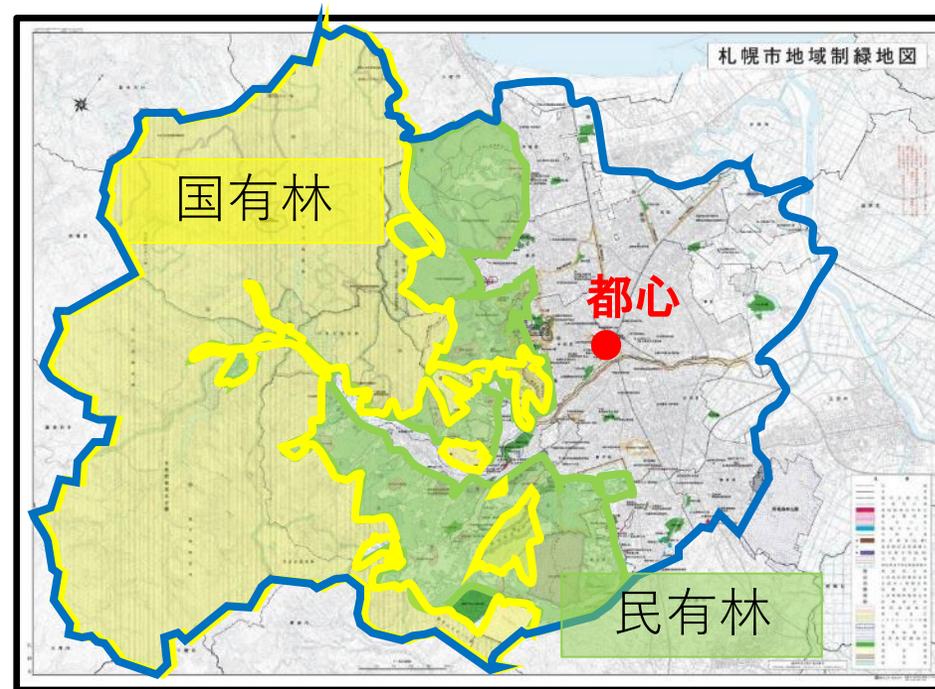
## 多くの市町村と同様の課題

- ・高齡級の間伐遅れが多い
- ・多くが小面積の所有

対象6,000筆以上も

# 札幌市の概況

		面積ha
森林		71,372
	国有林	56,188
	民有林	15,184
	市有林	2,077
	私有林	13,095
	人工林	2,513



## 札幌市独自の課題

- ・林業になじみのない都市
- ・初めての本格的な林政

# 最初の森林経営管理制度の取組

(筆)

	意向調査		森林調査 境界確認	交渉 集積計画 配分計画
		委託 希望		
R1	109	46	-	-
R2	186	152	24	-
R3	0	0	0	5



委託希望  
が多い

進捗が  
遅い



事業の進め方の  
見直しが必要

# ■ 見直しの流れ

# 見直しの流れ

## ■ 他市町村の事例研究

---

最初の森林経営管理制度の取組

他市町村の事例研究

- ✓ 事例集
- ✓ 聞き取り調査

札幌市の特性に  
合う先進事例を  
抽出

(ありがとうございました)

# 見直しの流れ

## ■ 運用指針の構築

---

最初の森林経営管理制度の取組

他市町村の事例研究

運用指針の構築

事業再開

- ①方針の明確化
- ②省力化
- ③事業者支援
- ④啓発との連携

## ① 方針の明確化

① 方針の明確化

② 省力化

③ 事業者支援

④ 啓発との連携

# ①方針の明確化

■ 制度を活用するときに最初に重視した点

---

手段を目的化しないこと

森林経営管理制度は目的ではない

✕ 「森林経営管理制度を進める」



「森林経営管理制度を活用して 整備を進める」

目的の明確化



# ①方針の明確化

■ 制度を活用するときに最初に重視した点

---

明文化すること

- ✓ 整備の内容が明解
- ✓ 所有者への説明が明確
- ✓ 職員の引継も容易

「森林経営管理制度を活用して 整備を進める」

目的の明確化

の

# ①方針の明確化

## ■ 目的の明文化

---

### 札幌市森づくり基本方針

- ✓ 森林のほか、担い手、木材利用等、林政の上位方針
- ✓ 有識者会議、パブコメを経た方針

### 札幌市森林経営管理制度運用指針

- ✓ 具体的な運用

# ①方針の明確化

■ 目的の明文化(森づくり基本方針記載)

---

## 札幌市森づくり基本方針

- ✓ 森林経営管理制度は、公益的機能の発揮を目的として、針広混交林化を目指す整備に活用
- ✓ 基本的に配分計画を策定
- ✓ 林業事業者が意欲をもてる制度運用
- …他、以降説明する項目

## ② 省力化

①方針の明確化

②省力化

③事業者支援

④啓発との連携

## ②省力化

### ■ 現実的な行政事業へ



省力化

配分計画事務(事業者選定)の省力化  
・標準的な林分では選定要領等を統一

## ②省力化

### ■ 整備対象外の明確化(数の減)

---

- ・目的を達成している森林⇒除外
- ・森林整備が必要な箇所に絞る

全国標準の対象外

+

札幌市独自の対象外を指定

A 経過観察林

B エリア管理林

独自でも安心

- ✓ 指定方法は有識者会議で
- ✓ 解除も可能

## ②省力化

### 札幌市独自の対象外森林

---

#### 指定A 経過観察林

森林整備を行わなくても  
早期に針広混交林化する  
可能性が高い人工林  
(カラマツ林を想定)



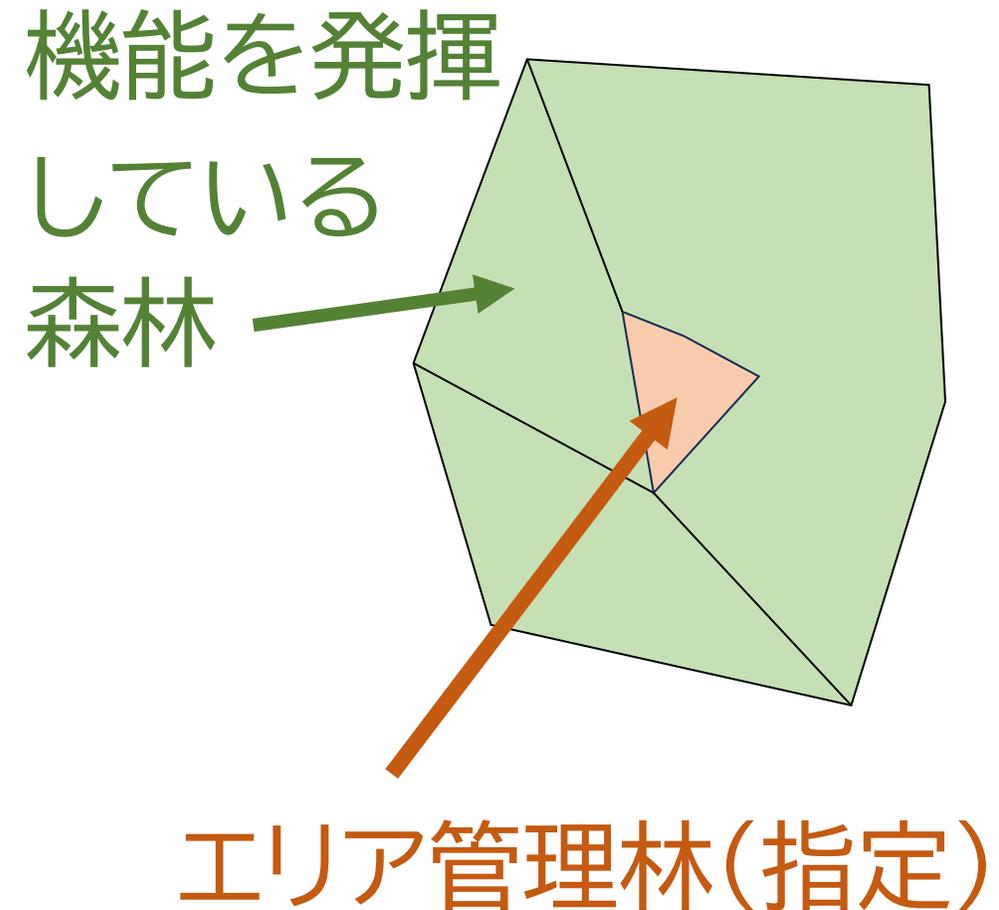
## ②省力化

### ■ 札幌市独自の対象外森林

---

#### 指定B エリア管理林

狭小な人工林で、  
周囲の森林が発揮する  
公益的機能によって、  
エリア全体で最低限の機能が  
確保される森林  
(100点を目指さない)



## ②省力化

### ■ 対象外の指定のミソ

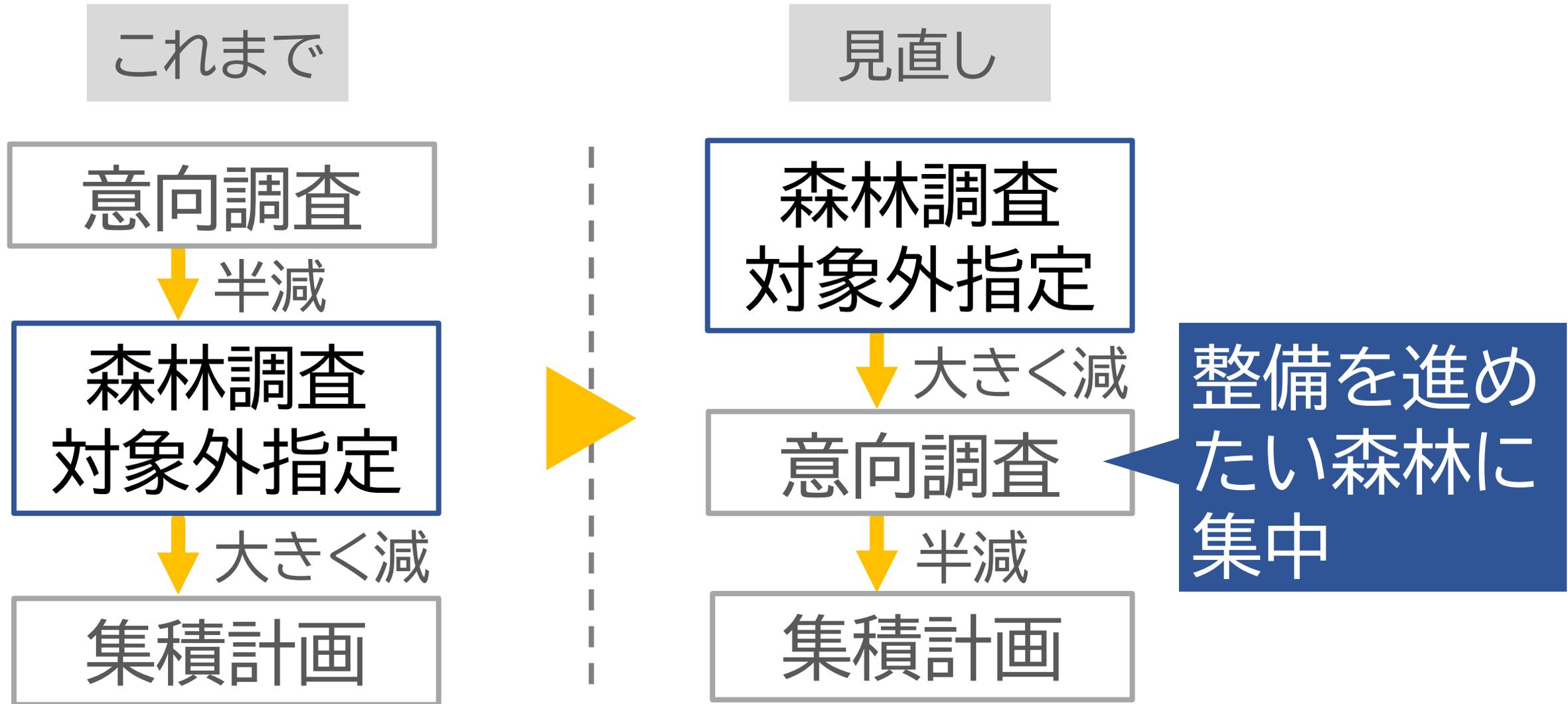
#### 「優先順位」ではなく「対象外」

- ✓所有者からの申し出に「はっきり」答えられる
- ✓対象外の指定をする行為が“事業進捗”に（進捗率・成果を見せられる）

	集積計画	エリア管理林	事業済
R3	5	-	5
R4	0	-	0
R5	1	78	79
計	6	78	84

## ②省力化

### ■ フローの見直し



### ③ 事業者支援

①方針の明確化

②省力化

③事業者支援

④啓発との連携

### ③事業者支援

■ 林業事業者の負担を考えることが大切

---

経営管理制度は、所有者に優しく、事業者に厳しい制度になりうる ⇒配分計画は成立しなくなる？

A 札幌市独自の補助事業

B 配分計画事業者提案の作成における負担軽減

C 配分計画中の単価上昇に対応可能な計画に

→ 収入が時価なので、支出も時勢に対応できるように

### ③事業者支援

#### ■ A 札幌市独自の補助事業

	補助
配分計画時の森林調査	32千円 /ha
間伐	68%
作業道整備	68%
機械レンタル	50%

高齢級OK

強い道づくりに  
合う歩掛に増額

他の森林で使用  
OK(日数按分)

計測  
不要  
※市の  
GNSS  
測量

※補助率は  
配分計画の場合

### ③事業者支援

#### B 配分計画事業者提案の作成における負担軽減

#### 確実な整備を評価項目に（選定時・終了後）

##### ○選定時

- ✓所有者への支払額を評価点にしない
- ✓提案の必要書類の簡素化

##### ○終了後

- ✓トラブルや不適切な森林整備の認定

確実な整備の担保

## ④ 啓発との連携

①方針の明確化

②省力化

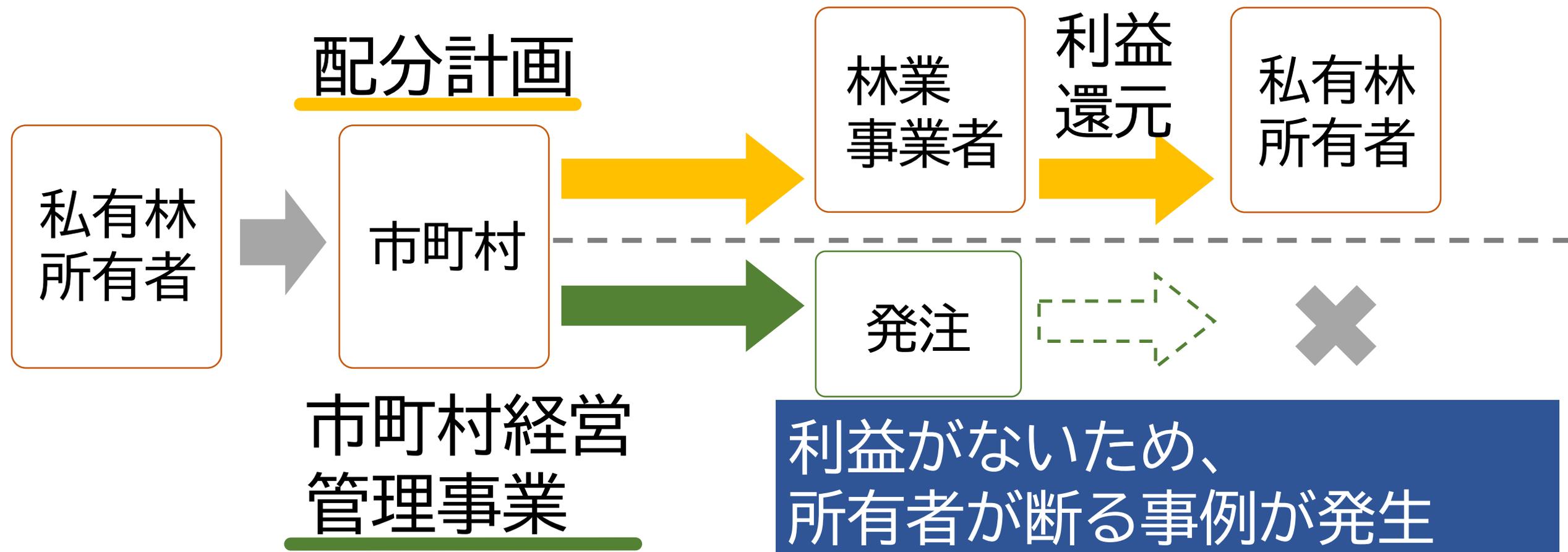
③事業者支援

④啓発との連携

# ④啓発との連携

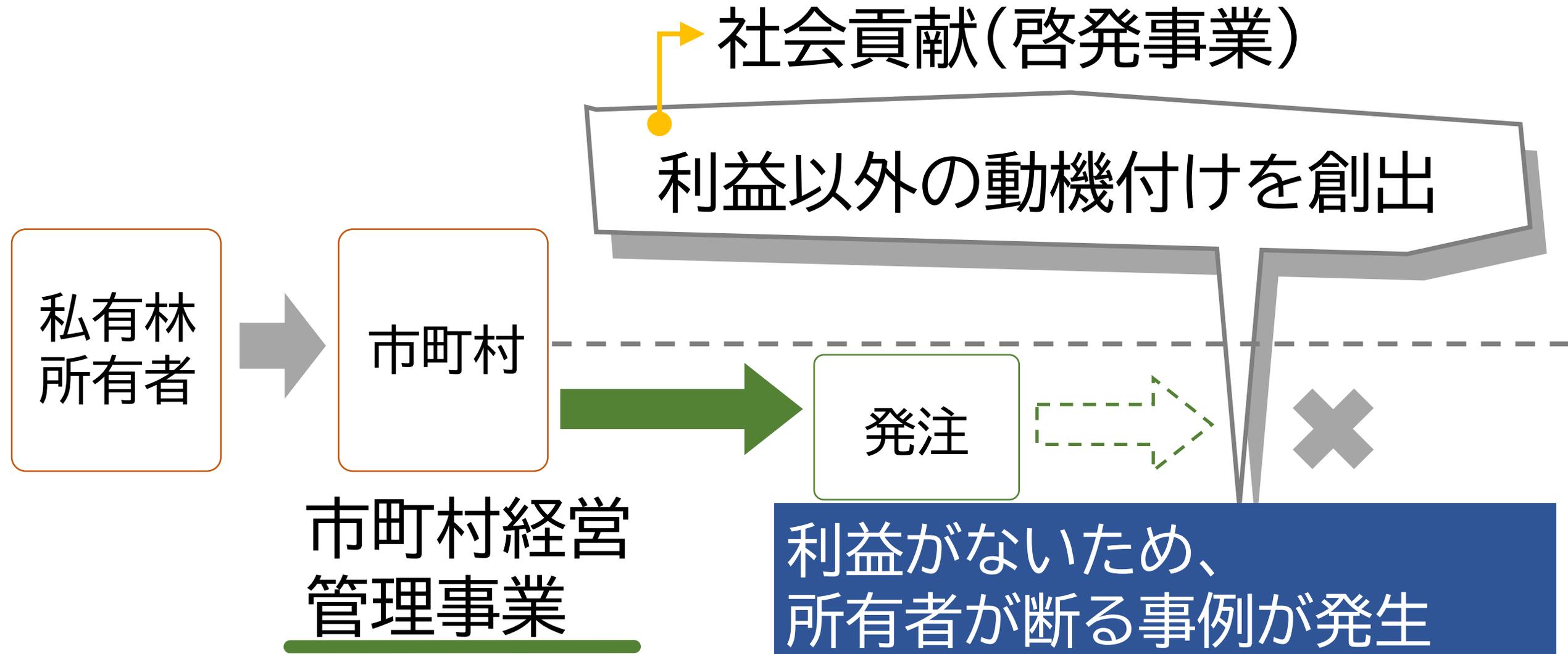
## 市町村経営管理事業の課題

利益があれば所有者は同意しやすい



## ④啓発との連携

### 市町村経営管理事業の課題



## ④啓発との連携

### 市町村経営管理事業と啓発事業の連携

#### 【札幌市運用指針】※一部要約

市町村森林経営管理事業において、所有者が希望する場合、**間伐材を、市が進める森林や木材利用の普及啓発事業や緑化事業等に活用することができるものとする。**

社会貢献が  
動機付けに

R6.2集積計画(市町村経営管理事業)  
所有者「お金よりも、子どもの教育に使ってもらうのが一番」

# ④啓発との連携

## ■ 森林経営管理制度と連携する木工キット企画(R5～)

---



### I. 木工キット製作



### II. 小4の図工で使用



### III. 作品持ち帰り後の普及啓発

# ④啓発との連携

## ■ 森林経営管理制度と連携する木工キット企画(R5~)

### 木工の木工の時間

- ✓ 家庭で購入していたキット(外国産材)の代わりに、市で製作したキットを提供するだけ
- ✓ 学校は忙しいので説明はお願いしない

使った木を  
紹介



資料配布  
のみ

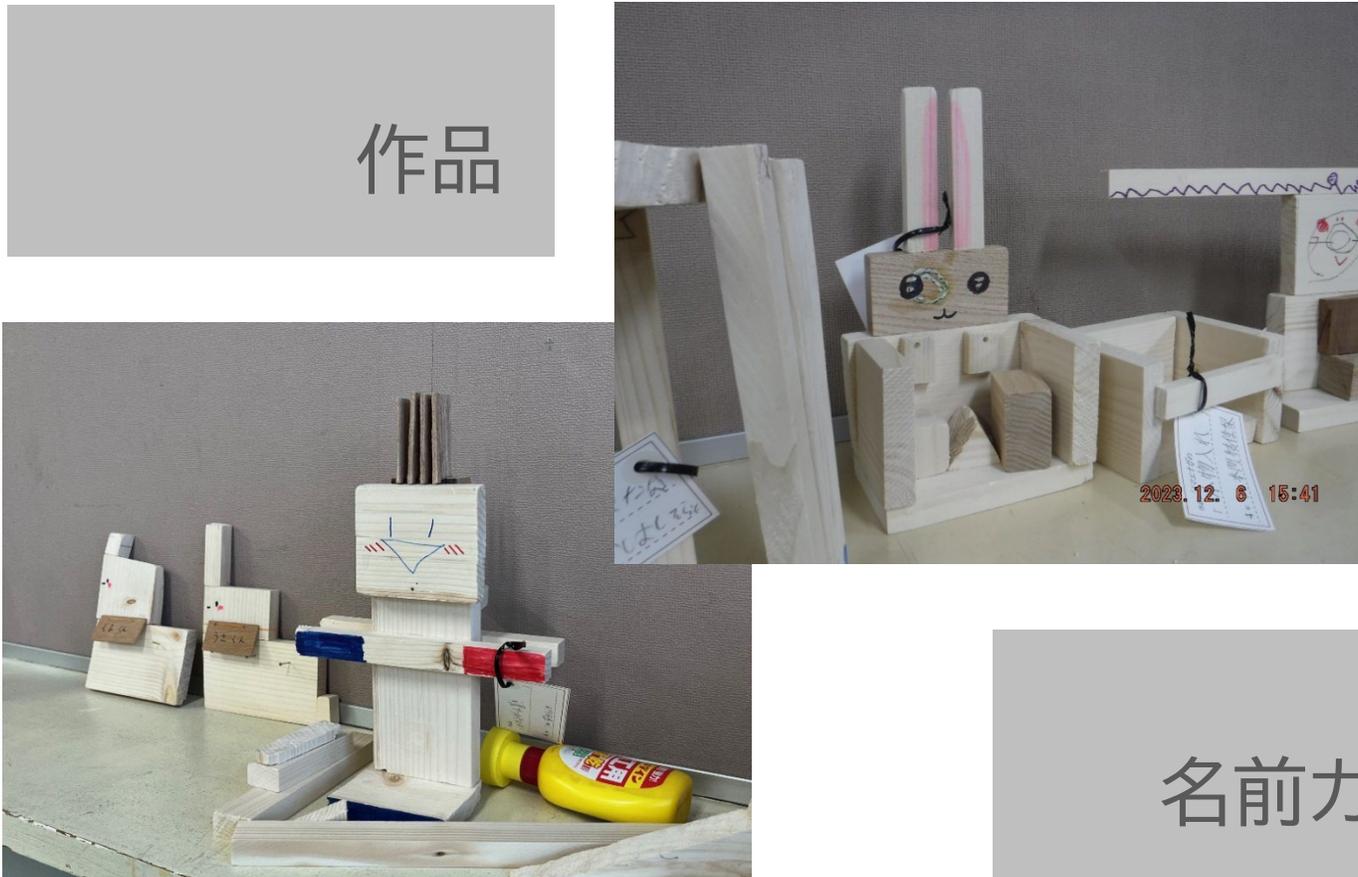


# ④啓発との連携

## ■ 森林経営管理制度と連携する木工キット企画(R5～)

作品には、QRコード付き名前カード

作品



作品名

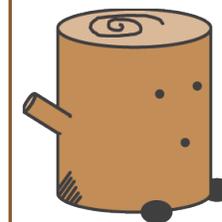
「  
」

4年組

名前カード

「森林のデジタル絵本を読もう」

QRコード



結末はキミ次第！  
目指せスーパーレア

どこからきたのだろう？  
探検して、調べてみよう。

ザイクン

スマホやパソコンからみてみよう

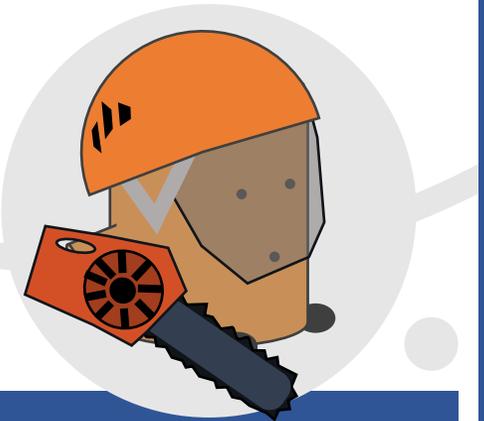
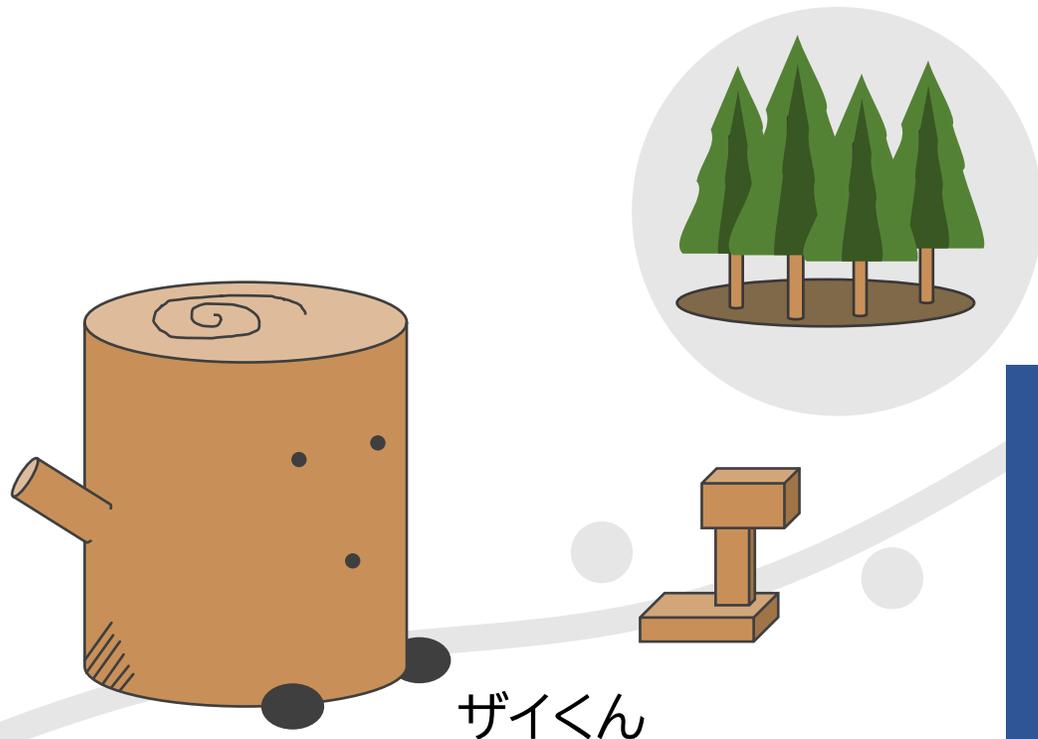


<https://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/kids.html>

## ④啓発との連携

■ 森林経営管理制度と連携する木工キット企画(R5~)

QRコードの先には、全34個のゴールがあるミニゲーム



家で楽しく、大人と一緒に  
林業について学べる

Ver. 発表用に抜粋・編集



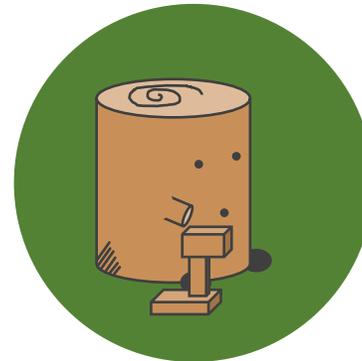
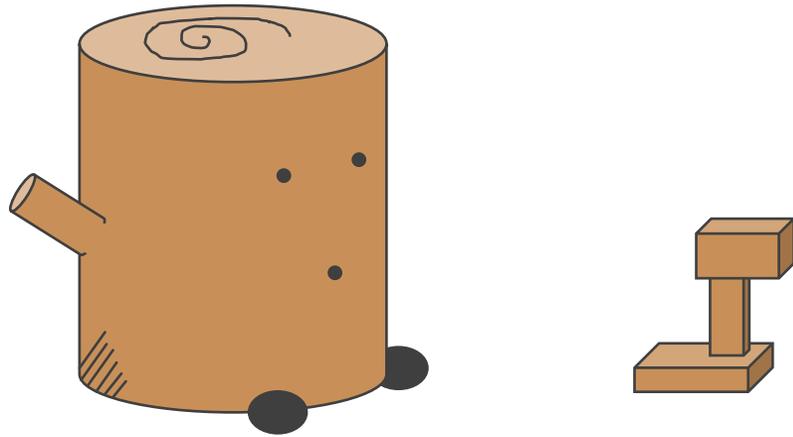
ザイくん

▶ はじめる

ボタンをおして、話を進めてね

さが  
ヒントを探そう。

さくひん  
作品をどうする？



つぎ えら  
次のうちから選んでね

▶ なでてみる

▶ においを  
かいでみる

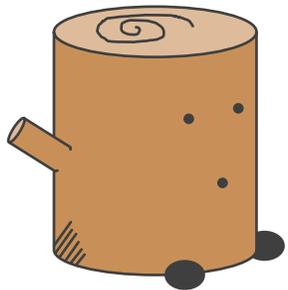
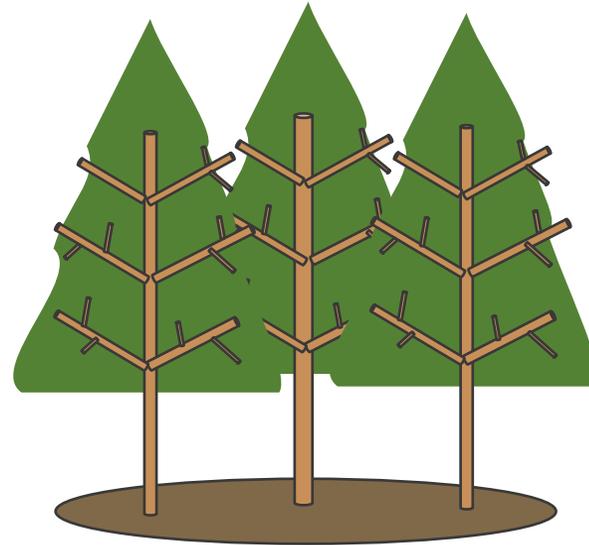
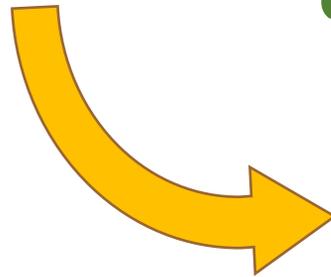
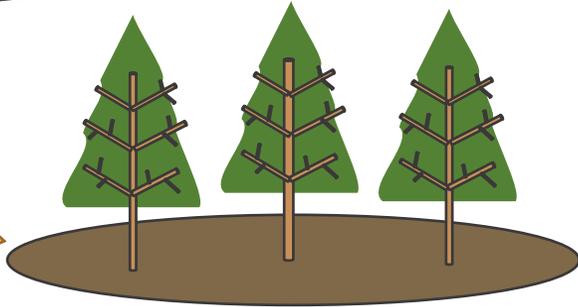
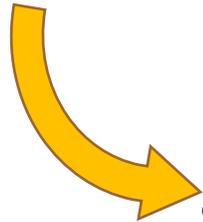
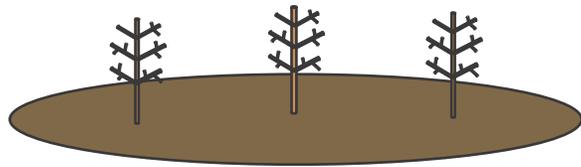
▶ つめでカリカリ  
してみる

◀ もどる

ひと う もり  
ここは人が植えた森。

おお そだ き  
大きく育った木が

いっぱい森なんだ



# ■ おわりに

①方針の明確化

②省力化

③事業者支援

④啓発との連携

他市町村の事例



札幌市(ひとつの都市)  
の事例



新たな市町村の参考

# (参考資料)

## 札幌市森林経営管理制度運用指針

令和5年(2023年)10月12日

みどりの管理担当部長決裁

### 1 本運用指針の位置づけ

(1) 本運用指針は、札幌市森づくり基本方針(案)に基づき、森林経営管理制度について効率的に森林整備を進めるために定める。

※ 札幌市森づくり基本方針が策定されるまでは暫定版として運用する。

(2) 本運用指針に示す以外の基本的な事項は、森林経営管理制度に係る事務の手引(林野庁)を参考にするものとする。

### 2 私有林における森林経営管理制度の活用

(1) 私有林整備においては、森林経営計画制度による整備を優先する。一方で、札幌市は小面積の森林所有者が多い等の理由で森林経営計画の促進が難しい状況であることから、森林経営管理制度の活用を中心に進めていく。

### 3 森林経営管理制度の目的と森林の将来像

(1) 森林経営管理制度は、公益的機能が発揮できていない間伐遅れ等の人工林を対象に、公益的機能を発揮させるための目的で活用することを基本とする。この場合の森林の将来像は、札幌市森づくり基本方針(案)における「天然林へ移行段階の森林」とし、さらに先の将来は「保全された天然林」を目指すこととなる。

※ 道路や電線等の重要インフラ周辺において倒木を防止する目的で実施する森林整備や、里山的利用を目的とした森林整備等、別の目的であっても必要性の高い整備については、森林経営管理制度を活用することを妨げない。

(2) 森林所有者が収入を優先する場合は、森林経営計画等による整備を促すものとし、森林経営管理制度は活用しないことを基本とする。

### 4 森林経営管理制度の対象外

(1) 森林経営管理制度の対象外とする森林は基本的に以下の通りとする。

#### ア 天然林等

##### ・天然林

※ 里山的利用を目的とした森林整備などにおいて、人工林の周囲にある天然林についても、森林整備の対象とすることができる。

##### ・天然林へ移行段階の森林

※ 多くの場合、針葉樹人工林の中に天然更新によって生育した広葉樹が混在する状態になることから、本運用指針においては、この状態を「針広混交林」

と表す。

イ 適切に経営管理されている人工林

- ・森林経営計画等によって適切に経営管理がなされていると判断できる人工林
- ・直近10年以内に森林整備が行われている等、適切な間隔で施業履歴がある人工林

ウ 札幌市に対し森林整備を委託する意思が示されていない人工林

- ・意向調査において「自ら管理する」「民間事業者に直接委託する」等の意志が示されている人工林
- ・森林所有者のもとに意向調査票は届いたが、回答のない人工林
- ・経営管理権集積計画（以下、集積計画）策定に向けた調整が不調に終わった人工林

エ 経過観察林（※「5 経過観察林の指定」）

オ エリア管理林（※「6 エリア管理林の指定」）

5 経過観察林の指定

- (1) 広葉樹の天然更新が旺盛な林分において、森林整備が行われなくても早期に針広混交林化する可能性が高い人工林は、経過を観察する森林（経過観察林）に指定できる。
- (2) 経過観察林に指定後、針広混交林化が進まない場合は、経過観察林の指定を解除し、森林経営管理制度による森林整備を検討する。
- (3) 経過観察林への指定は、「札幌市経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会（以下、選定委員会）」の外部委員全員が認める方法によって行う。

6 エリア管理林の指定

- (1) 面積が極めて小さい筆や、森林整備が難しい急傾斜地等の人工林は、全てを森林整備の対象とはせず、その周囲の森林の公益的機能に期待しエリア全体で最低限の公益的機能を確保する。さらに、当該人工林は周囲の森林の影響によって針広混交林化の促進が期待されることから経過を観察することとし、エリアでの機能の確保を前提に管理する森林（エリア管理林）に指定できる。
- (2) エリア管理林に指定後、エリア全体で最低限の森林の公益的機能が確保されていないと判断された場合は、エリア管理林の指定を解除し、森林経営管理制度による森林整備を検討する。
- (3) エリア管理林への指定は、選定委員会の外部委員全員が認める方法によって行う。

7 森林の境界

- (1) 公図の境界を用いることを基本とする。
- (2) 公図の境界に対し、現場の状況等が著しく異なる場合はこの限りではない。この場

合、境界の手がかりから森林所有者間の確認によって施業界を設定する。

※ 境界の手がかりについては、針葉樹人工林であっても広葉樹の旺盛な成長等によって現場の林分による判定が困難な場合があること、現状有姿分譲地等のように植栽以降に地形によらず区割りされている地域があること等に留意する。

## 8 森林整備

- (1) 整備の手法や間伐率等は、札幌市が設定することを基本とする。
- (2) ゼロカーボンや炭素固定の観点から、間伐材等はできる限り搬出する計画とする。

## 9 経営管理実施権配分計画（以下、配分計画）の策定

- (1) 集積計画を策定した後は、基本的に民間事業者への再委託（配分計画の策定）を検討する。再委託が困難な場合に、札幌市が自ら経営管理（札幌市森林経営管理事業）する。

※ 切り捨て間伐が想定される場合等、あらかじめ再委託が適切ではないと判断される場合は、当初より札幌市森林経営管理事業を選択する。

- (2) 民間事業者への再委託は長期間となることから、民間事業者が意欲をもって森林整備を実施でき、また経営リスクが低減されるような配分計画となるよう検討する。
- (3) 経営管理実施権の設定を受ける民間事業者は、選定委員会において選定する。
- (4) 民間事業者の選定は、案件における森林や事業の特殊性によって標準タイプと特殊タイプに分け、標準タイプでは民間事業者選定要領等を統一して効率的に実施する。

※ 森林整備の難易度が高い、里山林整備など森林機能の発揮以外の目的があるケースなどを「特殊タイプ」とする。それ以外の、審査項目の設定等を機械的に判断可能なものを「標準タイプ」とする。

- (5) 選定委員会は札幌市における配分計画の実績の認定を行う。過去5年の札幌市における配分計画におけるトラブルや事故の発生、不適切な森林整備、虚偽の報告等の実績については、民間事業者の選定における評価要素とする。その他の実績については、評価要素に反映することができる。
- (6) 集積計画終了後は、必要に応じて民間事業者と森林所有者の直接契約を締結するよう促す。

## 10 森林所有者への利益還元

- (1) 森林経営管理制度は森林の公益的機能を発揮させるための目的で活用する制度であることから、集積計画や配分計画、民間事業者選定において森林所有者の収入の確保等を考慮せず、適切な森林整備を完遂できることを優先とする考えを基本とする。

※ 収入が多く見込めるような森林の場合は、森林経営計画による整備を促進する。

- (2) 複数の筆を一団の森林整備として配分計画を策定する場合は、一団全体の利益を公

図の面積によって按分し、各森林所有者へ還元することを基本とする。

※ 筆ごと樹種等の違いがあり売払い単価が異なる場合でも、木材を搬出するための森林作業道作設等の共有の必要経費があることや、また森林所有者ごとに木材を売り分けることは民間事業者の負担増（必要経費の増大による利益減）となる等を考慮し、面積按分とする。

- (3) 札幌市森林経営管理事業の場合は、林産物売払いによる歳入が森林整備業務等の歳出を上回った場合においても、森林所有者への利益還元は行わない。この時、森林所有者が希望する場合、間伐した木材の一部を、札幌市が進める森林や木材利用の普及啓発事業や緑化事業等に活用することができるものとする。

## 11 その他

- (1) 本運用指針は、令和5年（2023年）10月12日を適用日とする。ただし、適用日より前に策定した集積計画には適用しない。
- (2) 本運用指針は札幌市森づくり基本方針の策定後、全体の見直しを行い改正した上、暫定状況を解除する。